

秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札公告 (共通事項)

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

令和８年１０月１日

秋田県知事 鈴木 健太

１ 入札の方法

本業務は、入札参加資格確認申請、入札等の手続を秋田県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、電子入札システムによりがたい者（秋田県公共事業電子入札運用基準（以下「電子入札運用基準」という。）第９又は第１０の規定により入札執行者が認めた場合に限る。）にあつては、紙入札方式によることができる。

２ 入札参加資格

（１）入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
- ② 秋田県建設コンサルタント業務等入札制度実施要綱（平成５年３月３０日監第１９７３号。以下「入札制度要綱」という。）第４条第１項に規定する資格者名簿（当該「業務別発注概要書」（以下「発注概要書」という。）に示す業務部門に限る。）に登録されていること。
- ③ 入札制度要綱第１条の２第４項第２号に掲げる法令等の規定による登録（発注概要書に示す法令等の規定による登録に限る。）を有すること。
- ④ 競争入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、「秋田県建設工事入札参加資格者指名停止基準」に基づく指名停止又は「指名の基準に関する運用基準について」に基づく指名差し控えの措置を受けていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- ⑥ 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- ⑦ 電子入札運用基準第３に基づく利用者登録を行っていること。
- ⑧ 配置予定技術者（業務別発注概要書の入札参加者の資格に示す配置予定技術者をいう。）は、入札参加申込申請期限の日以前に３月以上の直接かつ恒常的な雇用関係にある者とする。
- ⑨ その他の入札参加資格要件は、発注概要書の記載のとおりであること。

（２）業務別に定める要件

発注概要書に記載のとおりとする。

３ 入札参加資格確認申請等

（１）入札参加申請に必要な資料等の配布

電子入札システムの入札情報サービスによる。

(2) 入札参加資格申請書の提出

入札に参加しようとする者は、発注概要書に従い競争入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料（以下「入札参加資格確認申請書等」という。）を発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が郵送または持参によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び期限内に1部提出すること。

(3) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認は、開札後に、原則として、落札者とするための確認を行う必要がある入札参加者（以下「落札候補者」という。）について行い、その他の者については確認は行わないものとする。

(4) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、または、入札参加を辞退するときは、開札前にあつては入札辞退届を、開札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。

(5) 設計図書等の閲覧

① 本業務に係る仕様書、図面、契約書案、金額を記載しない内訳書、入札心得及び入札参加にあたっての留意事項（以下「設計図書等」という。）の閲覧は、電子入札システムの入札情報サービスによる。

② 設計図書等については、建設工事設計図書等複写機関名簿に記載された複写機関において実費を負担した上で複写することができる。

③ 閲覧期間は発注概要書に示すとおりとする。

(6) 設計図書等に対する質問及び回答

設計図書等に対する質問・回答は、電子入札システムにより行うものとし、質問期限及び回答期限は発注概要書に示すとおりとする。

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

請負代金額の10分の1以上（低入札価格調査を経て契約を締結する場合にあつては10分の3以上）の金額とする。（ただし、秋田県公営企業財務規程（昭和43年秋田県公営企業管理規程第6号。以下「規程」という。）第76条各号のいずれかに該当する場合は免除することができる。）なお、納付方法等については、規程の規定による。

5 入札書等の提出等

(1) 提出方法

発注概要書に示す期限内に電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札運用基準に基づき入札執行者が紙入札方式によることを認めた場合は、発注概要書に示す提出先及び開札予定時刻までに、持参して提出するとともに開札に立ち会わなければならない。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書

に記載すること。

(3) 見積内訳明細書の提出

見積内訳明細書を入札書の提出に合わせて提出すること。なお、提出方法については入札書の提出方法に準ずるものとし、見積内訳明細書の取扱いについては「入札時における見積内訳明細書の取扱要領」（平成27年3月2日建政-1900）によるものとする。

(4) その他

- ① 入札執行回数は、1回とする。
- ② 開札の結果、入札参加者が1者であった場合であっても、入札を執行するものとする。

6 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者（最低制限価格を設けた場合にあっては予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者）のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、電子入札運用基準第16に定めるくじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。
- (2) (1)の落札候補者について入札参加資格の確認を行い、資格を有することが確認された場合であって次のいずれにも該当しないときは、当該落札候補者を落札者とする。
 - ① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある
と認められるとき
 - ② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある
著しく不相当であると認められるとき
- (3) (2)によっては落札者が決定しなかった場合は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は(1)後段の方法により最上位者を決定する。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、(2)の確認等を行うものとする。
- (4) 落札者が決定するまで、上記方法を順次繰り返すものとする。
- (5) 契約担当者は、(2)において入札参加資格を有しないことと決定したときは、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を当該落札候補者に通知するものとする。
- (6) (5)の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（秋田県の休日を含め
る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由
についての説明を請求することができる。なお、(5)の通知を受けた者は、当該請求をし
なかった場合にあっては、入札結果の公表が行われた日の翌日から起算して10日（休日を含
まない。）以内に、契約担当者に対して苦情の申立を行うことができる。
- (7) 落札者となった者は、秋田県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がな
いことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格がないことが確認された者が行った入札
- (2) 開札日から落札決定の日までの間において、2に掲げる要件を満たさないこととなったこ
とが確認された者の行った入札
- (3) 同一の入札について2以上の入札を行った者の入札

- (4) 同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- (5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- (6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- (7) 委任状を持参しない代理人の行った入札
- (8) 記名押印を欠く入札（電子入札システムによる場合にあっては電子証明書を取得していない者の行った入札）
- (9) 紙入札方式により入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者の行った入札
- (10) 上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

8 配置予定技術者について

- (1) 落札者は、入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を当該業務に配置しなければならない。
- (2) 入札参加者は、他の業務の入札において落札したことにより入札参加資格確認申請書等に記載した配置予定技術者を本業務に配置することができなくなった場合は、その旨を速やかに契約担当者に報告しなければならない。
- (3) 本業務に技術者を配置することができなくなった入札参加者がすでに落札決定されているときは、当該落札者のした入札は無効とみなすものとする。

9 その他

- (1) 入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- (2) 入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- (3) 履行期限は事情により変更することがある。
- (4) 入札参加者は、設計図書等を熟知し、入札心得及び入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- (5) 発注概要書により低入札価格調査制度を適用する場合にあっては、制度の運用について、秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要綱（平成20年9月29日付け建管－1632）及び秋田県建設コンサルタント業務等に係る低入札価格調査試行要領（同）によるものとし、入札参加者が低入札価格調査の対象となった場合は、調査の円滑な実施に協力しなければならない。
低入札受注（低入札価格調査を経て契約を締結することをいう。）が繰り返された場合は、「指名の基準に関する運用基準について」に基づき、指名差し控えの措置を講じるものとする。
- (6) 発注概要書により最低制限価格制度を適用する場合にあっては、制度の運用について、秋田県建設コンサルタント業務等に係る最低制限価格制度の試行実施要領（平成20年9月29日付け建管－1625）によるものとする。
- (7) 落札決定通知日は事情により変更することがある。
- (8) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が2に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができる。
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、規程及び秋田県建設コンサルタント業務等条件付き一般競争入札試行要綱の定めるところによる。

業務別発注概要書

A 入札参加資格等

委託番号	08-KK-A5					
業務名	秋田工業用水道 管理本館耐震補強工事設計業務委託					
委託箇所	秋田市仁井田字新中島					
予定工期	令和9年3月1日まで					
予定価格	4,317,500円 (消費税及び地方消費税を含む。)					
業務概要	秋田工業用水道 管理本館に係る耐震補強工事設計業務 一式 対象施設 秋田工業用水道 管理本館 鉄筋コンクリート造 地上2階建 延べ面積 930.00 m ²					
低入札価格調査制度適用の有無			無			
最低制限価格制度適用の有無			有			
入札参加形態			単体			
入 札 参 加 者 の 資 格	秋田県入札制度実施要綱・有資格者名簿		登載業種	建築関係建設コンサルタント業務		
			登載部門	建築一般部門		
	法令等の規定による登録	登録規程等		建築士法（昭和25年法律第202号）		
		登録部門		一級建築士事務所		
		建築士事務所の所在地		秋田県内に主たる営業所を有する		
	営繕工事設計業務執行能力評価要領による評価点			35点以上55点未満		
	配置予定技術者の資格経歴	管理技術者	資格要件	一級建築士		
			実績要件	次のいずれも満たす者。 ・資格取得後の実務経験5年以上。 ・建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第5条第1号に規定する鉄筋コンクリート造耐震診断資格者講習を修了した者又は同条第2号に規定する国土交通大臣が定める者。 ・鉄筋コンクリート造の延べ面積が930 m ² 以上の耐震改修設計業務の実績があること。		
		主任技術者	建築・構造分野	資格要件	不要	
				実績要件	不要	
			電気分野	資格要件	不要	
				実績要件	不要	
			機械分野	資格要件	不要	
				実績要件	不要	
			担当技術者	建築分野	資格要件	不要
実績要件					不要	
構造分野		資格要件		不要		
		実績要件		不要		
電気分野		資格要件		不要		
		実績要件		不要		
機械分野	資格要件	不要				
	実績要件	不要				
その他の事項						

業務別発注概要書

B 入札関係書類提出方法等

入札参加資格確認申請書の提出等	提出期間 (サーバー停止時間は除く)		令和8年10月 1日(木) 午前9時から
			令和8年10月14日(水) 午後3時まで
	提出書類等	ア 競争入札参加資格確認申請書(様式第1号) イ 同種又は類似業務の実績(様式第2号)及びその添付書類 ウ 配置予定技術者の資格・業務経歴等(様式第3号)及びその添付書類	
	提出方法 ・提出先	秋田県電子入札システム 郵送または持参を認められた者	アの提出不要 秋田県産業労働部公営企業課 企業総務チーム へ上記全て1部持参
設計図書等の閲覧期間 (サーバー停止時間は除く)			令和8年10月 1日(木) から
			令和8年10月19日(月) まで
設計図書等に対する質問期限			令和8年10月 8日(木)
設計図書等に対する回答期限			令和8年10月13日(火)
入札書の提出期限 (サーバー停止時間は除く)			令和8年10月15日(木) 午前9時から
			令和8年10月19日(月) 午後3時まで
紙入札者の入札書の提出先			秋田県産業労働部公営企業課 企業総務チーム
開札予定時刻			令和8年10月20日(火) 午前10時
落札決定通知日(予定)			令和8年10月27日(火)
問い合わせ先	入札に関する事項	機関	秋田県産業労働部公営企業課 企業総務チーム
		所在	秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎6階
		電話	018-860-5011
	設計図書等に関する事項	機関	秋田県産業労働部企業業務課 工業用水道チーム
		所在	秋田市山王三丁目1番1号 秋田県庁第二庁舎6階
		電話	018-860-5035
その他の事項	落札者は、契約締結前に「参加資格確認申請書の提出先」あて、建築士法第24条の7に基づく重要事項説明を行った上、「重要事項説明書」を2部提出すること。併せて、「建築士法第22条の3の3に定める記載事項」を2部提出すること。		